

保 国 発 0723 第 1 号
令 和 8 年 7 月 23 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 9 年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分について

標記について、令和 9 年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の評価指標及び具体的な算定方法等について、下記のとおり定めたのでお知らせする。

記

第 1 算定方法及び事業見込額調査について

1. 令和 9 年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分は、全保険者を交付対象とする。
2. 保険者努力支援制度（取組評価分）の交付額を令和 9 年度の納付金算定に反映させる観点から、令和 8 年度中に令和 9 年度の交付見込額を算定することとする。
3. 交付額の算定方法は、〔（評価指標毎の加点－令和 8 年度の評価指標毎の減点）×被保険者数〕により算出した点数を基準として、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。
広域連合については、構成市町村ごとの加点〔評価指標毎の加点×構成市町村内の被保険者数〕から構成市町村ごとの減点〔令和 8 年度の評価指標毎の減点×構成市町村内の被保険者数〕を引いた点数とする。
なお、被保険者数は令和 8 年 5 月 31 日現在の数値を用いることとする。
4. 令和 8 年度交付額算定時に評価対象とした取組に係る実績調査は、8 月上旬を目途に実施する。その結果、以下のいずれかに該当した場合、令和 9 年度の交付見込額の算定基礎となる評価において、減点を行うこととする。
 - ・ 令和 7 年度中の実施を予定していた取組について、令和 7 年度中に実施しな

かった場合

- ・ 令和 8 年度交付額算定時に報告されていた過年度の実施状況に誤りが判明した場合

※ 予定していなかった取組を実施した場合や、申請誤り等による加点は行わないこととする。

なお、上記実績調査については、別途通知する。

5. 4. の減点の算出方法は、減点対象の指標毎の令和 8 年度配点×補正係数〔全指標の令和 9 年度配点合計 (893 点) / 令和 8 年度配点合計 (897 点)〕とする。

※ 小数点以下は切り捨てるものとする。

6. 令和 7 年度以前の交付額算定時に評価対象とした取組について、実施していないことが判明し、かつ、令和 8 年度交付額算定までの間に減点されていない場合、令和 9 年度の交付見込額の算定基礎となる評価において減点を行うこととするので、該当の事案があれば実績調査の際に併せて報告すること。この場合の減点の算出方法は、原則として 5. と同様に、当該年度の配点に補正係数を乗じることとする。

7. 令和 6 年能登半島地震の影響を考慮し、石川県内の保険者のうち例年通りの取組の実施が困難な保険者については、「令和 6 年能登半島地震の影響に係る国民健康保険保険者努力支援交付金における特例措置の意向調査について」（令和 8 年 7 月 22 日厚生労働省保険局国民健康保険課長事務連絡）における意向調査の結果を元に、特例措置を講じる。なお、特例措置の実施対象保険者やその措置内容については、石川県に対して別途通知する。

8. 令和 9 年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の交付見込額算定にあたり、各市町村において、評価指標ごとに自己採点を行うものとし、その点数を都道府県で取りまとめることとする（「特定健康診査の実施率」、「特定保健指導の実施率」、「特定健康診査及び特定保健指導の実施率」、「特定の年代における特定健康診査実施率向上の取組の実施状況」、「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率」、「がん検診受診率」、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合」、「マイナ保険証の利用率」、「重複投与者数（対被保険者 1 万人）」、「多剤投与者数（対 65 歳以上被保険者 1 万人）」、「後発医薬品の使用割合」、「保険料（税）収納率」、「自動引落により保険料を納付している世帯数の割合」を除く。）。なお、正式な交付申請は、「令和 9 年度国民健康保険保険者努力支援交付金交付要綱(仮称)」をもって、令和 9 年度中に実施するものとする。

9. 都道府県の事務担当者は、管内の各保険者の取組状況を別添の評価採点表（①自己採点表）に取りまとめるうえ、保険者からの報告内容に誤りがないことを確認し、令和8年8月27日（木）までに下記のアドレスへ電子メールで提出すること。

※ メールアドレス：kokuho-hoken@mhlw.go.jp（保険者努力支援係あて）

第2 予算規模について

400億円規模を措置予定

第3 保険者共通の評価指標及び点数について

- 1 特定健康診査・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

（1）特定健康診査の実施率（令和6年度の実績を評価）

評価指標	配点
① 第四期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成している場合	30点
② ①の基準を達成し、かつ、実施率が前年度以上の値となっている場合	10点
③ ①の基準は達成していないが、特定健康診査実施率が特定健診対象者数規模別の中央値を達成し、かつ、令和4年度～令和6年度まで実施率を維持している場合 ※ 「実施率を維持」は「対前年度比で減少していない」と定義 ※ 令和6年度の中央値を超えており、かつ、令和4年度～令和6年度の実施率が低下していない場合を評価	20点
〇〇%（特定健診対象者数が10万人以上の大規模保険者）	
〇〇%（特定健診対象者数が5千人以上10万人未満の中規模保険者）	
〇〇%（特定健診対象者数が5千人未満の小規模保険者）	
④ ①及び③の基準は達成していないが、前年度の実績と比較し、実施率が3ポイント以上向上している場合	15点
⑤ ①及び③の基準は達成していないが、前年度の実績と比較し、実施率が2ポイント以上向上している場合（④の基準を達成している場合を除く）	10点

⑥ ①及び③の基準は達成していないが、前年度の実績と比較し、実施率が1ポイント以上向上している場合（④及び⑤の基準を達成している場合を除く）	5 点
⑦ 特定健康診査実施率が特定健診対象者数規模別の下位25%未満の値となっている場合（④～⑥の基準を達成している場合を除く）	-15 点
〇〇%（特定健診対象者数が10万人以上の大規模保険者）	
〇〇%（特定健診対象者数が5千人以上10万人未満の中規模保険者）	
〇〇%（特定健診対象者数が5千人未満の小規模保険者）	

（留意点）

- ・ 令和6年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省において「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（以下「NDB」という。）から抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。
- ・ 特定健康診査の実施率の算出方法は、次のとおりとする。
特定健康診査の実施率＝（受診者数／対象者数）×100
- ※ 受診者数とは、特定健康診査における基本的な健診項目を全て実施した者の数をいう。
- ※ 対象者数とは、当該年度の4月1日における加入者であって、当該年度において40歳以上74歳以下に達する者のうち、年度途中における異動者（加入、脱退）及び平成20年厚生労働省告示第3号に規定する各項のいずれかに該当する者（妊産婦等）と保険者が確認できた者を除いた者の数をいう。
- ・ 〇〇については、別途通知する。

（2）特定保健指導の実施率（令和6年度の実績を評価）

評 価 指 標	配 点
① 第四期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成している場合	30 点
② ①の基準を達成し、かつ、実施率が前年度以上の値となっている場合	10 点
③ ①の基準は達成していないが、特定保健指導実施率が特定健診対象者数規模別の中央値を達成し、かつ、令和4年度～令和6年度まで実施率を維持している場合 ※ 「実施率を維持」は「対前年度比で減少していない」と定義	20 点

※ 令和 6 年度の中央値を超えており、かつ、令和 4 年度～令和 6 年度の実施率が低下していない場合を評価	
〇〇%（特定健診対象者数が 10 万人以上の大規模保険者）	
〇〇%（特定健診対象者数が 5 千人以上 10 万人未満の中規模保険者）	
〇〇%（特定健診対象者数が 5 千人未満の小規模保険者）	
④ ①及び③の基準は達成していないが、前年度の実績と比較し、実施率が 3 ポイント以上向上している場合	15 点
⑤ ①及び③の基準は達成していないが、前年度の実績と比較し、実施率が 2 ポイント以上向上している場合（④の基準を達成している場合を除く）	10 点
⑥ ①及び③の基準は達成していないが、前年度の実績と比較し、実施率が 1 ポイント以上向上している場合（④及び⑤の基準を達成している場合を除く）	5 点
⑦ 特定保健指導実施率が特定健診対象者数規模別の下位 25%未満の値となっている場合（④～⑥の基準を達成している場合を除く）	
〇〇%（特定健診対象者数が 10 万人以上の大規模保険者）	-15 点
〇〇%（特定健診対象者数が 5 千人以上 10 万人未満の中規模保険者）	
〇〇%（特定健診対象者数が 5 千人未満の小規模保険者）	

（留意点）

- ・ 令和 6 年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省において NDB から抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。
- ・ 特定健康診査の実施率の算出方法は、次のとおりとする。

特定健康診査の実施率＝（受診者数／対象者数）×100

※ 受診者数とは、特定健康診査における基本的な健診項目を全て実施した者の数をいう。

※ 対象者数とは、当該年度の 4 月 1 日における加入者であって、当該年度において 40 歳以上 74 歳以下に達する者のうち、年度途中における異動者（加入、脱退）及び平成 20 年厚生労働省告示第 3 号に規定する各項のいずれかに該当する者（妊産婦等）と保険者が確認できた者を除いた者の数をいう。

- ・ 特定保健指導の実施率の算出方法は、次のとおりとする。

特定保健指導の実施率＝（特定保健指導終了者数／特定保健指導対象者数）×100

- ・ ○○については、別途通知する。

(3) 特定健康診査及び特定保健指導の実施率（令和6年度の実績を評価）

評価指標	配点
① 特定健康診査及び特定保健指導の実施率がともに特定健診対象者数規模別の上位 25%の値を達成している場合	30 点
○○%（特定健診対象者数が 10 万人以上の大規模保険者）	
○○%（特定健診対象者数が 5 千人以上 10 万人未満の中規模保険者）	
○○%（特定健診対象者数が 5 千人未満の小規模保険者）	

（留意点）

- ・ 令和6年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省において NDB から抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。
- ・ 特定保健指導の実施率の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{特定保健指導の実施率} = (\text{特定保健指導終了者数} / \text{特定保健指導対象者数}) \times 100$$
- ・ ○○については、別途通知する。

(4) 特定の年代における特定健康診査実施率向上の取組の実施状況（令和6年度の実績を評価）

評価指標	配点
① 59 歳以下の特定健康診査実施率が、前年度の実績と比較して 1 ポイント以上向上している場合	10 点
② 40～44 歳の特定健康診査実施率が、前年度の実績と比較して 1 ポイント以上向上している場合	15 点

（留意点）

- ・ 令和6年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省において NDB から抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。
- ・ 特定健康診査の実施率の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{特定健康診査の実施率} = (\text{受診者数} / \text{対象者数}) \times 100$$
- ※ 受診者数とは、特定健康診査における基本的な健診項目を全て実施した者の数をいう。
- ※ 対象者数とは、当該年度の 4 月 1 日における加入者であって、当該年度において 40 歳以上 74 歳以下に達する者のうち、年度途中における異動者（加

入、脱退)及び平成20年厚生労働省告示第3号に規定する各項のいずれかに該当する者(妊産婦等)と保険者が確認できた者を除いた者の数をいう。

(5) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(令和6年度の実績を評価)

評価指標	配点
① 第四期特定健康診査等実施計画期間における目標値(25%)を達成している場合	20点
② ①の基準を達成している場合、減少率が前年度以上の値となっている場合	5点
③ ①の基準は達成していないが、減少率が0より大きい場合	10点
④ ③の基準を達成し、かつ、前年度の実績と比較し、減少率が2ポイント以上向上している場合	10点
⑤ ①及び③の基準は達成していないが、前年度の実績と比較し、減少率が3ポイント以上向上している場合	10点

(留意点)

- ・ 令和6年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省においてNDBから抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。
- ・ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率の算出方法については、次のとおりとする。

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 = $\{(\text{平成20年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数} - \text{当該年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数}) / \text{平成20年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数}\} \times 100$

※ 算出に用いるそれぞれの推定数は、特定健康診査の実施率の変化による影響及び年齢構成の変化による影響を排除するため、性別・年齢階層別(40～64歳・65～74歳)に各年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の出現割合を算出し、令和6年度の特定健診受診対象者数を乗じて算出した推定数をいう。

2 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

(1) がん検診受診率等(令和6年度の実績、令和8年度の実施状況を評価)

評価指標	配点
------	----

① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診のいずれかのうち、1つのがん検診が国の目標値（60％）を達成している場合	10 点
② 胃がん、肺がん、大腸がんの3つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位3割に当たる〇〇％を達成している場合	10 点
③ ②の基準は達成していないが、胃がん、肺がん、大腸がんの3つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位5割に当たる〇〇％を達成している場合	5 点
④ 前年度の実績と比較し、胃がん、肺がん、大腸がんの3つのがん検診の平均受診率が1ポイント以上向上している場合	3 点
⑤ 子宮頸がん、乳がんの2つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位3割に当たる〇〇％を達成している場合	10 点
⑥ ⑤の基準は達成していないが、子宮頸がん、乳がんの2つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位5割に当たる〇〇％を達成している場合	5 点
⑦ 前年度の実績と比較し、子宮頸がん、乳がんの2つのがん検診の平均受診率が1ポイント以上向上している場合	3 点
⑧ 受診率の向上のため、胃がん、肺がん、大腸がんの3つのがん検診のいずれかと特定健診を一体的に実施し、かつ、事前に被保険者に対し一体的に受診できる旨を案内している場合	2 点
⑨ 受診率の向上のため、子宮頸がん、乳がんの2つのがん検診のいずれかと特定健診を一体的に実施し、かつ、事前に被保険者に対し一体的に受診できる旨を案内している場合	3 点

（留意点）

- ・ 令和6年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 各がん検診の受診率の算出方法は、次のとおりとする。
 - 肺がん及び大腸がんの検診受診率の算出方法について

$$\text{受診率} = (\text{受診者数} / \text{対象者数}) \times 100$$
 - 胃がん、子宮頸がん及び乳がんの検診受診率の算出方法について

$$\text{受診率} = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - 2\text{年連続の受診者数}) / \text{当該年度の対象者数} \times 100$$
- ・ 平均受診率の算出方法については、次のとおりとする。

- 胃がん、肺がん、大腸がんの平均受診率の算出方法について

$$\text{平均受診率} = (\text{胃がん検診の受診率} + \text{肺がん検診の受診率} + \text{大腸がん検診の受診率}) \div 3$$
- 子宮頸がん、乳がんの平均受診率の算出方法について

$$\text{平均受診率} = (\text{子宮頸がん検診の受診率} + \text{乳がん検診の受診率}) \div 2$$
- ・ 上記算出で使用する受診者数、対象者数とは、令和 6 年度地域保健・健康増進事業報告における国民健康保険被保険者の受診者数、対象者数をいう（令和 5 年度の受診者数、対象者数については令和 5 年度地域保健・健康増進事業報告における国民健康保険被保険者の受診者数、対象者数とする）。
 【令和 6 年度地域保健・健康増進事業報告 利用する統計表（閲覧（健康増進編）市区町村表）胃がん：表番号 20-2、肺がん・大腸がん：表番号 20-1、子宮頸がん：表番号 20-3、乳がん：表番号 20-4】
 【令和 5 年度地域保健・健康増進事業報告 利用する統計表（閲覧（健康増進編）市区町村表）胃がん：表番号 20-2、肺がん・大腸がん：表番号 20-1、子宮頸がん：表番号 20-3、乳がん：表番号 20-4】
 （参考ホームページ）
 「地域保健・健康増進事業報告」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>
- ・ ○○については、別途通知する。

（2）歯科健診受診率等（令和 7 年度の実績を評価）

評価指標	配点
① 令和 7 年度の歯科健診の受診率が全自治体の上位 3 割に当たる○○%を達成している場合	20 点
② ①の基準は達成していないが、令和 7 年度の歯科健診の受診率が全自治体の上位 5 割に当たる○○%を達成している場合	10 点
③ 令和 6 年度の実績と比較し、受診率が 1 ポイント以上向上している場合	15 点

（留意点）

- ・ 令和 7 年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 指標①～③の歯科健診の受診率は、地域保健・健康増進事業報告において事業報告を行っている歯周疾患（病）検診の実施状況に基づき算定するものとする。

$$\text{歯科健診の受診率} = \text{受診者数} \div \text{対象者数}$$
 ※ 対象者数とは、当該市町村の区域内に居住地を有する 20 歳、30 歳、40

歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者の総計をいう。

※ 受診者数については、地域保健・健康増進事業報告の報告内容の基礎となる数値をいい、同報告の内容を確認の上、内容の整合性をとること。

- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ ○○については、別途通知する。

3 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況

(1) 生活習慣病等の発症予防・重症化予防の取組の実施状況（令和 8 年度の実施状況を評価）

評価指標	配点
① 生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症）、脳血管疾患や心疾患等の循環器病、糖尿病性腎症及び慢性腎臓病（CKD）等（※）の発症予防・重症化予防の取組において、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係団体・組織や大学と連携して実施し、検査結果（BMI、血圧、HbA1c 等）を確認し、アウトカム指標により評価している場合 ※ ①の対象疾患については肥満症やメタボリックシンドローム等も含まれる	5 点
② ①の取組において、保健事業の対象者のうち、参加者と非参加者のアウトカム指標について比較等による効果検証を実施している場合	3 点
③ ②の効果検証結果及び上手な医療のかかり方等をホームページ、広報誌、セミナー、健康教室等により周知を行っている場合	2 点
④ 糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和 6 年 3 月 28 日改定）を踏まえた以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合 ※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する	2 点
1 対象者の抽出基準が明確であり、対象者の状態像に応じた取組であること	
2 かかりつけ医と連携した取組であること	
3 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること	
4 事業の評価を実施すること	

5	取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること	
⑤	④の基準を満たす事業を実施する場合であって、基準2のかかりつけ医との連携の取組について、以下の内容全てについて取り組んでいる場合。 1 事業実施に当たり事業内容について医師会に情報提供すること 2 事業実施に当たり治療中の者の個々の取組についてかかりつけ医に情報提供すること 3 事業実施過程で治療中の者の個々の取組についてかかりつけ医から助言を受けること 4 事業実施過程で治療中の者の個々の取組についてかかりつけ医に結果報告すること	10 点
⑥	④の基準を満たす事業を実施する場合であって、健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握した上で、特定健診受診者で糖尿病基準に該当（糖尿病性腎症含む）するが医療機関未受診の者及び特定健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり現在治療中断している者を抽出し、受診勧奨を実施している場合	20 点
⑦	生活習慣病等の重症化予防の取組において、対象者の希望や特性等に応じて、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」等に準じた遠隔面接（情報通信技術を活用した面接）やアプリケーション等を用いた効果的な保健指導を実施できる体制を構築している場合	10 点
⑧	健康診査の結果等市町村が把握している保健医療情報（PHR）に加え、対象者が自ら日々測定する血圧・心拍数・体重・体脂肪・食事・運動・服薬等の健康状態等に関する電子データ（PHR）を活用して、生活習慣病等の重症化予防についての効果的な保健指導を実施している場合（被保険者から受領するデータが電子データである場合に限る。）	10 点
⑨	「禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版」を参考に、喫煙関連疾患（がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患（COPD）等）対策を兼ねた禁煙を促す取組（セミナーや健	3 点

康教室、個別の保健指導等）を実施している場合（特定保健指導に該当する保健指導以外）	
---	--

（留意点）

- ・ 令和8年度中の実施状況进行评估するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

（2）特定健康診査実施率向上の取組の実施状況（令和8年度の実施状況进行评估）

評価指標	配点
① 40歳未満を対象とした健診実施後、健診結果において、生活習慣の改善が特に必要と認められる者に対して保健指導を行っている、かつ、医療機関を受診する必要があると判断された者に対して医療機関の受診勧奨を行っている場合	10点

（留意点）

- ・ 令和8年度中の実施状況进行评估するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

4 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

（1）個人へのインセンティブの取組の実施（令和8年度の実施状況进行评估）

評価指標	配点
① 一般住民の自主的な予防・健康づくりを推進するため、以下の基準をすべて満たす個人インセンティブの取組を実施している場合	8点
1 住民の予防・健康づくりの取組や成果に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じて報奨を提供する事業や、ポイント付与を介さずに取組や成果に対して直接報奨を提供する事業などであること。	
2 プログラム等の中で、健康に関する知識の向上、健診受診、各種健康教室への参加、ウォーキング、ジョギング、体重・血圧・食事の記録等の本人の取組に対する評価を、個人へのインセンティブの提供の条件としていること。	
3 事業の実施後、当該事業が住民の行動変容につながったかどうかの効果検証や、その結果に基づく事業改善を行うために、短期的・中長期的なアウトカムと、中長期的な影響をある程度推定するためのアウトプット指標を	

	それぞれ設定して、PDCA サイクルに基づく事業評価を行っていること。	
②	①に加え、「成果型」による個人インセンティブの取組を実施していること、または、「参加型」「努力型」「成果型」のいずれか2種類以上を組み合わせたプログラムを設定していること。(※) ※ 「参加型」「努力型」「成果型」の具体については「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」を参照。	2 点
③	①または②の基準を満たす事業を実施する場合であって、本人の取組の成果として、健診の検査値、喫煙状況、アルコール摂取状況のいずれかの健康指標の維持や改善を、個人へのインセンティブの提供の条件としている場合	20 点
④	商工部局や都市整備部局等との連携または地域の民間企業や商店街との連携による「健康なまちづくり」の視点を含めた個人へのインセンティブ提供に関する事業を実施している場合	5 点

(留意点)

- ・ 令和8年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

(2) 個人への分かりやすい情報提供の実施（令和8年度の実施状況及び実績を評価）

評 価 指 標	配点
① 資格確認書等の更新時や納入通知書の発送時、または保健事業を実施する際等において、リーフレット等を用いて、医療機関等でのマイナ保険証での受診について周知・広報の取組をしている場合。	3 点
② ①を達成したうえで、自治体 HP 等にマイナ保険証の利用に係る初回登録の手順について記載がある場合。	3 点
③ 限度額適用認証の申請時に、HP・チラシ等を用いて、マイナ保険証を利用すると限度額適用認定証が不要となる旨の周知・広報の取組をしている場合。	3 点

④ 被保険者の予防・健康づくりを促進する観点から、マイナポータルにより特定健診情報等が閲覧可能であることに関して周知・啓発を行っている場合。	3 点
⑤ マイナンバーカードの交付対象者に対し交付後すぐに健康保険証の利用登録をできるよう、庁内で連携して交付対象者への支援を行っている場合。	2 点
⑥ 令和 8 年 8 月時点のマイナンバーカードの健康保険証としての登録率が、70%以上となっている場合。	10 点
⑦ 令和 8 年 8 月時点のマイナンバーカードの健康保険証としての利用率が、70%以上となっている場合。	10 点

(留意点)

- ・ 令和 8 年度中の実施状況及び実績を評価するものとする。
- ・ ⑥及び⑦については、厚生労働省において「医療保険者等向け中間サーバ等」で管理する保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。
- ・ 被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合の算出方法は、次のとおりとする。

被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合

$$= \text{マイナンバーカードの健康保険証利用登録者数} / \text{被保険者数}$$

- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ マイナ保険証の利用率の算出方法は、次のとおりとする。

マイナ保険証の利用率

$$= \text{マイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数} / \text{外来レセプト枚数 (件数)}$$

- ・ ○○については、別途通知する。

5 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

(1) 重複投与者に対する取組(令和 8 年度の実施状況、令和 7 年度の実績を評価)

評価指標	配点
① 重複投与者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、服薬情報の通知や個別の保健指導等の取組を実施し、かつ、取組実施後に対象者の処方状況をレセプト等で確認し評価している場合	5 点
② ①を実施したが、対象者の処方状況の改善を確認できない場合に、本人等(本人・家族、処方医師、薬剤師等)に服薬状況や副作用の状況を確認し、適宜、助言等している場合	15 点

③ 重複投与者数（対被保険者 1 万人）が前年度から減少していること	30 点
④ 医師会や薬剤師会などの地域の医療関係団体等と連携して重複投与の対策を実施している場合	10 点

（留意点）

- ・ 令和 8 年度中の実施状況等を評価するものとする。
- ・ 指標③については、NDB から抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。なお、重複投与者数（対被保険者 1 万人）は厚生労働省において算出するが、算出方法は、次のとおりとする。

当該年度の重複投与者数（対被保険者 1 万人）＝（当該年度の重複投与該当者数／当該年度の被保険者数） × 10,000

- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

（2）多剤投与者に対する取組（令和 8 年度の実施状況、令和 7 年度の実績を評価）

評価指標	配点
① 高齢者の特性に配慮した多剤投与者の抽出基準を設定（※）し、対象者を抽出した上で、服薬情報の通知や個別の保健指導等の取組を実施し、かつ、取組実施後に対象者の処方状況をレセプト等で確認し評価している場合 ※ 「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」や「高齢者の医薬品適正使用の指針」等を参考に、高齢者の特性に配慮して設定する	10 点
② ①を実施したが、対象者の処方状況の改善を確認できない本人等（本人・家族、処方医師、薬剤師等）に服薬状況や副作用の状況を確認し、適宜、助言等している場合	15 点
③ 多剤投与者数（※）（対 65 歳以上の被保険者 1 万人）が前年度から減少していること ※ 同一医薬品を 9 種以上処方される患者数（65 歳以上）	10 点

（留意点）

- ・ 令和 8 年度中の実施状況等を評価するものとする。
- ・ 指標③については、NDB から抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。なお、多剤投与者数（対 65 歳以上の被保険者 1 万人）は厚生労働省において算出するが、算出方法は、次のとおりとする。

当該年度の多剤投与者数（対 65 歳以上の被保険者 1 万人）＝（当該年度の 65 歳以上の多剤投与該当者数／当該年度の 65 歳以上の被保険者数） × 10,000

- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

(3) 薬剤の適正使用の推進に対する取組（令和8年度の実施状況を評価）

評価指標	配点
① 被保険者に対し、セルフメディケーションの推進（OTC医薬品の普及を含む）のための周知・啓発を行っている場合	2点
② ①の取組について、個々の被保険者に対し、窓口での説明や医療費通知等を活用して、セルフメディケーションの推進（OTC医薬品の普及を含む）のための周知・啓発を行っている場合	3点
③ 地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラリ）（※1）の作成・運用に関して地域の医師、薬剤師などの民間団体等が開催する会議体に参加している場合 （会議体がない場合は、地域フォーミュラリについての住民・医療関係者向けの周知広報や説明会・セミナー開催を行っている場合）（※2） ※1 地域の医師、薬剤師などの医療従事者とその関係団体の協働により、有効性、安全性に加えて、経済性なども含めて総合的な観点から最適であると判断された医薬品が収載されている地域における医薬品集及びその使用方針。（災害時のみに使うことを想定したものは対象外） ※2 地域フォーミュラリのリストの作成・運用を行っている（又は令和9年度中に行う予定がある）会議体を対象とする。	3点

(留意点)

- ・ 令和8年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

6 後発医薬品の使用促進等に関する取組の実施状況

(1) 後発医薬品の促進等の取組（令和8年度の実施状況を評価）

評価指標	配点
① 後発医薬品の使用割合の目標数値を設定し、事業計画等に記載している場合	5点
①の取組に加え、以下の基準を全て満たす後発医薬品の差額通知の事業を実施している場合	

② 通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか、国保連合会から提供される帳票等により確認し、切り替え率及び切り替えによる削減額を把握している場合	5 点
③ 被保険者に対し、後発医薬品についての更なる理解の促進を図るため、差額通知等において、後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報を記載している場合	
④ 個々の被保険者に対し、リフィル処方箋及びバイオ後続品について、周知・啓発を行っている場合（その際、分割調剤等その他の長期処方も併せて周知・啓発することも考えられる）	10 点

（留意点）

- ・ 令和 8 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

（２）後発医薬品の使用割合（令和 7 年度の実績を評価）

評 価 指 標	配点
① 後発医薬品の使用割合が 85%を達成している場合	70 点
② ①の基準は満たさず、かつ、令和 5 年度の使用割合から令和 7 年度の使用割合が連続して低下している場合	-10 点

（留意点）

- ・ 令和 7 年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省において NDB から抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。

第 4 国保固有の評価指標及び点数

1 収納率向上に関する取組の実施状況

○保険料（税）収納率（令和 7 年度実績を評価）

評 価 指 標	配点
① 現年度分の収納率が令和 7 年度の市町村規模別の全自治体上位 3 割又は上位 5 割に当たる収納率を達成している場合	上位 3 割 50 点
10 万人以上 〇〇%（令和 7 年度上位 3 割） 〇〇%（令和 7 年度上位 5 割）	又は 上位 5 割

5 万人以上～10 万人未満 ○○%（令和 7 年度上位 3 割） ○○%（令和 7 年度上位 5 割）	35 点
1 万人以上～ 5 万人未満 ○○%（令和 7 年度上位 3 割） ○○%（令和 7 年度上位 5 割）	
3 千人以上～ 1 万人未満 ○○%（令和 7 年度上位 3 割） ○○%（令和 7 年度上位 5 割）	
3 千人未満 ○○%（令和 7 年度上位 3 割） ○○%（令和 7 年度上位 5 割）	
② 前年度（令和 6 年度）実績と比較し現年度分の収納率が 1 ポイント以上向上している場合（令和 6 年度及び令和 7 年度の収納率が 99%以上である場合を含む）	25 点
③ ②の基準は達成していないが、令和 6 年度実績と比較し収納率が 0.5 ポイント以上向上している場合（①で上位 3 割の収納率を達成している自治体において、収納率が令和 6 年度以上の値となっている場合を含む）	10 点
④ ②及び③の基準は達成していないが、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 か年平均の収納率が①の基準の上位 5 割の収納率を満たしている場合	5 点
⑤ 滞納繰越分の収納率が令和 6 年度実績と比較し、5 ポイント以上向上している場合（令和 6 年度及び令和 7 年度の滞納繰越分の収納率が 99%以上、又は滞納繰越分がない場合を含む）	25 点
⑥ ⑤の基準は達成していないが、滞納繰越分の収納率が令和 6 年度実績と比較し、2 ポイント以上向上している場合	10 点
⑦ ⑤及び⑥の基準は達成していないが、滞納繰越分の収納率が令和 6 年度実績と比較し、1 ポイント以上向上している場合	5 点

（留意点）

- ・ 令和 7 年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 実績を評価する際、市町村が報告する国民健康保険事業状況報告（以下「事

業年報」という。)の数値で確認を行うため、事業年報の回答にあたっては、誤りのないよう留意すること。

2 医療費の分析等に関する取組の実施状況

○データヘルス計画の実施状況（令和8年度の実施状況を評価）

評価指標		配点
① 第3期データヘルス計画に基づき7年度に実施した保健事業等について、計画の評価及び見直しの検討を行い、かつ、その計画をホームページ等を通じて公表し実施している場合（検討の結果変更なし含む）		5点
② 従来のデータヘルス計画の策定期間内であるため、第3期データヘルス計画策定の手引きに基づき、新たに計画を策定しておらず、以下の基準を全て満たすデータヘルス計画の取組を実施している場合		
1 データヘルス計画をホームページ等を通じて公表の上、これに基づき保健事業を実施している		
2 データヘルス計画に係る個別の保健事業について、データヘルス計画の目標等を踏まえたアウトカム指標を設定の上、実施しており、事業の実施後も、そのアウトカム指標に基づき評価を行っている		
3 KDB 等各種データベースを活用し、データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に必要なデータ分析（医療費分析を含む。）を行い、分析結果に基づき、必要に応じて事業内容等の見直しを行っている		2点
①又は②の取組に加え、以下の取組を実施している場合		
③ データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に当たり、都道府県（保健所含む。）から意見を求める場を設置している場合や都道府県（保健所含む。）へ助言を求めている場合		
④ データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に当たり、外部有識者として地域の医師会等の保健医療関係者等を構成員とする委員会または協議会等（国保連合会の支援・評価委員会等）の助言を得ている場合		

（留意点）

- ・ 令和8年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

3 給付の適正化に関する取組の実施状況

○こどもの医療の適正化等の取組（令和8年度の実施状況を評価）

評価指標	配点
① 地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度について、年齢にかかわらず、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが必要な制度としている場合（外来医療費を無償化せず自己負担を設けている場合など、制度として償還払いを前提にしているものが対象。）	20点
② 地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度について、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが不要な制度から窓口での支払が必要な制度に、令和8年度に変更した場合（医療費助成の対象となる年齢層のうち一部の年齢層の制度変更を含む）	10点
③ 地方単独事業として実施しているこどもの医療費助成制度と合わせ、医療費助成担当部局と連携し、こどもの保護者に対して適切な受診を促す周知・啓発を実施している場合	5点
④ ③の取組を実施していない場合	-5点
⑤ こどもの急な病気やけがへの対応等（夜間・休日の小児救急医療の輪番制等の体制構築に係る案内・情報提供など）を実施している場合	5点

（留意点）

- ・ 令和8年度中の実施状況を評価するものとする。

4 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況

（1）地域包括ケア推進の取組（令和8年度の実施状況を評価）

評価指標	配点
国保の視点から地域包括ケアの推進に資する下記のような取組を国保部局で実施している場合	
① 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい・生活支援など部局横断的な議論の場に国保部局として参画し、KDB等を活用したデータ提供等により地域の課題を共有し、対応策を検討するとともに、地域支援事業に国保部局として参画	5点

② KDB 等を活用して前期高齢者等のハイリスク群・予備群等を抽出し、国保部局として当該ターゲット層に対する支援を実施(お知らせや保健師等専門職による個別支援、介護予防を目的とした取組等)	7 点
③ 国保直診施設等を拠点とした取組をはじめ、医療・介護関係機関の連携による地域包括ケアの推進に向けた取組の実施	5 点

(留意点)

- ・ 令和 8 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ その際、指標毎に対応する取組を精査の上、入力すること。

(2) 一体的実施の取組 (令和 8 年度の実施状況を評価)

評価指標	配点
① 後期高齢者医療広域連合から保健事業実施の委託を受け、専門職を活用し、国保の保健事業について後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業と一体的に実施	5 点
② ①の事業の実施に当たり、国保のデータに加え、後期高齢者医療及び介護保険のデータについても、KDB 等を活用した分析を総合的に実施	5 点

(留意点)

- ・ 令和 8 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

5 第三者求償の取組の実施状況

○第三者求償の取組状況 (令和 8 年度の実施状況を評価。ただし、⑥及び⑦は令和 7 年度の実績を評価)

評価指標	配点
① 消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の 2 種類以上の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制が構築されており、その構築した体制を用いて提供された情報をもとに勧奨を行った場合 (勧奨すべき案件がない場合も含む)	7 点
② 医療機関窓口での傷病届提出勧奨の周知や該当レセプト	7 点

への「10. 第3」の記載の徹底に向けた医療機関との協力体制を構築している場合	
③ レセプトの抽出条件として、「10. 第3」の記載のほかに、「傷病名」等の条件を追加している場合	7点
④ ③の基準を満たす場合であって、勧奨すべき抽出件数のうち勧奨割合が9割以上の場合	7点
⑤ 管理職級職員も含め第三者求償研修に参加している場合	3点
⑥ 第三者求償事務に係る評価指標の4指標（※）について、目標を設定しており、令和7年度の数値目標をすべて達成している場合 ※ 傷病届の早期提出割合、勧奨後の傷病届早期提出割合、傷病届受理日までの平均日数、レセプトへの「10. 第3」の記載率。	10点
⑦ 第三者求償事務に係る評価指標の4指標（※）について、目標を設定しており、令和7年度の数値目標を2つ以上達成している場合（上記⑥を達成している市町村は除く）	5点

（留意点）

- ・ 令和8年度中の実施状況を評価するものとする。
（ただし、⑥及び⑦については、令和7年度の実績を評価する。）
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ 報告内容については、事務連絡「令和7年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」（以下「事業実施状況報告」という。）における報告内容を確認の上、内容の整合性をとること。なお、実施状況報告については別途連絡する。

6 適正かつ健全な事業運営の実施状況

（1）適用の適正化状況（令和8年度の実施状況を評価）

評価指標	配点
（1）所得未申告世帯の調査	
① 当初賦課決定から年度末にかけて未申告世帯に対して申告の勧奨を行い、応対がない未申告世帯に対しては所得調査を実施し、所得を把握している場合	3点
（2）オンライン資格確認の資格情報を活用した適用の適正化	

① オンライン資格確認等システムにおける「資格重複状況結果一覧」及び「加入勧奨ファイル」を適用の適正化に活用している場合	4 点
--	-----

(留意点)

- ・ 令和 8 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

(2) 給付の適正化状況（令和 8 年度の実施状況を評価。ただし(1)③は令和 7 年度の実績を評価）

評 価 指 標	配点
(1) レセプト点検の充実、強化	
① 柔道整復療養費について、多部位、長期または頻度が高い施術患者に対して、負傷部位や原因の調査等を実施し、患者に対する適正受診の指導を行っている場合	5 点
② 資格点検・内容点検ともにレセプト全件について実施しており、医科レセプトと調剤レセプトとの突合、縦覧点検、横覧点検、介護レセプトとの突合のすべてを実施している場合	3 点
③ ②の取組に加え、令和 7 年度（4～3 月）の内容点検分の 1 人当たりの財政効果額が前年度（4～3 月）と比較して向上している場合	2 点
(2) 一部負担金の適切な運営	
① 医療機関からの申請がある場合、一部負担金の保険者徴収制度を適切に運営している場合（医療機関から申請がない場合も含む）	3 点

(留意点)

- ・ 令和 8 年度中の実施状況を評価するものとする。
（ただし、(1)③については、令和 7 年度の実績を評価する。）
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ 報告内容については、事業実施状況報告及び令和 8 年 7 月 1 日付事務連絡「令和 9 年度予算関係等資料の作成について」における報告内容を確認の上、内容の整合性をとること。

(3) 保険料（税）収納対策状況

（令和8年度の実施状況を評価。ただし(1)①は令和7年度の実績を評価）

評価指標	配点
(1) 保険料（税）収納率の確保・向上	
① 令和7年度の普通徴収について、口座振替やクレジットカード払い等、自動引落により保険料を納付している世帯数の割合が、前年度より向上している場合	7点
② コンビニ収納・クレジットカード・ペイジー等のマルチペイメントネットワークサービス・QRコード決済（PayPay等）等、被保険者による保険料自主納付方法の利便性拡大に寄与する取組を実施している場合（各1点）	4点
③ 滞納者がいる場合において、再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない滞納者について、実情を踏まえた上で財産調査、差押え等の滞納処分を行う方針を定めており、かつ、滞納理由が経済的な困窮であること等を把握した場合に、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を行っている場合	3点
④ 滞納者がいる場合において、電話、訪問等を通じて納付相談を促し、電話又は窓口等における納付相談の機会を設けるとともに、納付相談に応じた滞納者に対して、災害その他特別の事情の有無を確認するとともに、必要に応じて保険料（税）の分割納付等による計画的な納付を促すという取組を行っていない場合	-3点
⑤ 滞納者がいる場合において、必要に応じて、税関係の部署などと連携する等により差押えや換価、保険料（税）への充当のいずれも実施していない場合	-2点
(2) 外国人被保険者への周知	
① 外国人被保険者に対し、国保制度の概要（保険料納付の必要性を含む）について記載された外国語のパンフレットや納入通知書・督促状・催告書等を作成し、制度の周知・収納率の向上を図っている場合	3点
② 住基登録を行う部署での手続後に国保部署の窓口を案内する等の切れ目のない業務フローの確立や、外国人転入者向けのリーフレットに国保の制度説明も掲載	2点

するなど、他部署と連携した加入手続や制度の説明を行っている場合	
③ 庁内にて翻訳機や外国語対応の可能な専任の人員等により国保制度の説明を行える体制が恒常的に整っている場合	2 点

(留意点)

- ・ 令和 8 年度中の実施状況を評価するものとする。
(ただし、(1)①については、令和 7 年度の実績を評価する。)
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ (1)①については、厚生労働省において事業実施状況報告における報告データを用いて評価するものとする。

(4) 法定外繰入の解消等（令和 7 年度の実施状況を評価）※⑩を除く

評 価 指 標	配 点
① 令和 7 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	60 点
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しており、 ・ 令和 7 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少 ・ 解消予定年度が令和 8 年度 の場合であって、次の要件に該当している場合	
② 令和 7 年度の削減予定額（率）を達成している場合 ※ 計画初年度からの平均削減予定額（率）が 10%未満の場合は、達成していたとしても③とする。	15 点
③ 令和 7 年度決算において削減予定額（率）を達成していない場合	-15 点
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しており、 ・ 令和 7 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少 ・ 解消予定年度が令和 9 年度以降令和 17 年度以内 の場合であって、次の要件に該当している場合	
④ 令和 7 年度の策定予定額（率）を達成している場合 ※ 計画初年度からの平均削減予定額（率）が 10%未満の場合は、達成していたとしても⑤とする。	-5 点

⑤ 令和 7 年度決算において、削減予定額（率）を達成していない場合	-30 点
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しており、 ・ 令和 7 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少 ・ 解消予定年度が令和 18 年度以降 の場合であって、次の要件に該当している場合	
⑥ 令和 7 年度の削減予定額（率）を達成している場合 ※ 計画初年度からの平均削減予定額(率)が 10%未満の場合は、達成していたとしても⑦とする。	-15 点
⑦ 令和 7 年度決算において、削減予定額（率）を達成していない場合	-40 点
⑧ 赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、令和 7 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少していない場合	-40 点
⑨ 都道府県国民健康保険運営方針に記載された都道府県全体としての赤字解消目標予定年度よりも前倒しした赤字解消計画を策定している場合（運営方針に都道府県全体としての赤字解消目標予定年度の記載がない場合及び前倒しした解消予定年度が令和 18 年度以降である場合を除く。）	15 点
⑩ 令和 8 年度中に赤字削減・解消計画の見直しを行い、解消予定年度を繰り上げた場合（解消予定年度が令和 18 年度以降である市町村については、解消予定年度を令和 17 年度以前に見直した場合に限る。）	15 点

（留意点）

- ・ 令和 7 年度中の実施状況を評価するものとする。
（ただし、⑩については、令和 8 年度中の実施状況を評価する。）
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ 報告内容については、事業実施状況報告及び事業年報における報告内容を確認の上、内容の整合性をとること。

（5）その他（令和 8 年度の実施状況を評価）

評価指標	配点
(1) 国保運営協議会の体制強化	
① 国保運営協議会の体制強化のために、被用者保険の代表委員を加えている場合	3点
(2) 事務の標準化、効率化・コスト削減、広域化に係る取組	
① 地方公共団体情報システムの標準化の取組において、市町村事務処理標準システムを導入（予定含む）し、国民健康保険システムの標準化を実施する場合	3点
② 地方公共団体情報システムの標準化の取組において、市町村事務処理標準システム又はその他の国民健康保険システムをガバメントクラウドを利用して導入（予定含む）する場合。	3点
(3) 申請手続きの利便性の向上	
① 被保険者から保険者への申請手続きについて、オンラインによる手続きを設けている場合	5点

(留意点)

- ・ 令和8年度中の実施状況进行评估するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。